

運 免 第 5 4 号
(交 指)
令 和 3 年 4 月 1 9 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

ジップラス株式会社による台湾等の運転免許証の日本語による翻訳文作成に係る留意事項について

見出しの件については、令和3年4月1日、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（以下「令」という。）第39条の5第1項第3号に規定する、外国等の運転免許証の日本語による翻訳文を作成することができるものと認められる法人としてジップラス株式会社を国家公安委員会が指定したことに伴い、ジップラス株式会社において、台湾等の運転免許証の日本語による翻訳文の作成を開始することから、その対応に誤りのないようにされたい。

記

1 日本語による翻訳文を作成する法人について

(1) ジップラス株式会社による翻訳文の作成

外国等の運転免許証に添付する日本語による翻訳文を作成する法人については、令第39条の5第1項第3号に規定する日本語による翻訳文を作成することができるものと認められる法人としてジップラス株式会社を国家公安委員会が指定したことにより、同社も日本語による翻訳文を作成する法人となった。

(2) ジップラス株式会社作成に係る日本語による翻訳文の様式

別添のとおり

2 留意事項

(1) 警察職員に対する教養の徹底

ア 外国免許関係事務を取り扱う警察職員に対し、ジップラス株式会社が道路交通法施行規則第18条第1項第6号に規定する、日本語による外国等の運転免許証の翻訳文を作成できることの周知を徹底すること。

イ 台湾の運転免許証にジップラス株式会社作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能となることについて、交通指導取締り及び交通事故捜査に従事する警察官を中心に所属警察職員に対する教養を徹底すること。

(2) レンタカー事業者に対する指導

レンタカー事業者に対して、台湾の運転免許証にジップラス株式会社作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能であることの周知を図ること。

3 参考事項

現在、ジップラス株式会社においては、台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国及びフィリピン共和国の運転免許証の日本語による翻訳文を作成することとしており、今後、他の諸外国等の運転免許証の日本語による翻訳文を追加作成する場合は別途通知する。

担当：運転免許課試験・教習所係

日本語による翻訳文 (JAPANESE TRANSLATION)

氏名 (NAME)		生年月日 (DATE OF BIRTH)		性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)					
発給国・地 (ISSUING COUNTRY/PLACE)		発給者 (ISSUING AUTHORITY)			
当該免許証で運転することができる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)					
免許証番号 (LICENSE NO.)		免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)			
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)		免許の条件 (RESTRICTIONS)			
備考 (REMARKS)					

※上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものとなります。

発行番号

(The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.)

発行日： 令和 年 月 日

ジップラス株式会社

発行者：